

茨木市立文化財資料館講座実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立文化財資料館条例（昭和58年茨木市条例第14号）第3条第4号に基づき、茨木市立文化財資料館（以下「資料館」という。）において実施する講演会及び各種講座（以下「講座」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2 開講期間は、原則として毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 開講時間は、原則として資料館の開館時間とする。ただし、茨木市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、開講時間を変更することができる。

3 開講場所は、原則として資料館内とする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、開講場所を変更することができる。

4 前項までの規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、開講日を変更し、または臨時に休講することができる。

(受講資格)

第3 受講資格は、原則として、茨木市内に在住、在学又は在勤の者とする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、講座の内容に応じて年齢制限を設けることができるほか、本市外に居住する者であっても受講させることができる。

(受講申込)

第4 受講の申込みを受け付けるにあたっては、使用する施設の定員を超えない範囲において、開講日当日の受付又は同日前のあらかじめ指定された期間における受付（以下「事前申込」という。）のいずれかの方法によるものとする。

2 前項の規定により事前申込を受け付けたときは、受講申込受付簿（別記様式）により必要な情報を適正に管理するものとする。

(受講料等)

第5 受講料は、無料とする。

2 講座に関わる体験教材等に要する費用については、受講者の実費負担とする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、講座の運営に必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

受講申込受付簿

No.	フリガナ 氏名	付添人 の氏名	住 所	電話番号	メールアドレス	年齢
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
計						